

議案第36号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年8月24日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正する必要があるからである。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年愛西市条例第１７号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（運営に関する基準）

第２条 前条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の定めるところによる。

（委任）

第３条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。